

“Aereo 敗訴”のアメリカ最高裁判決が意味するもの

～デジタル時代のコンテンツ配信の課題～

メディア研究部 山田 潔／柴田 厚

2014年6月、米国連邦最高裁判所は、地上放送の番組をインターネットで配信するAereo（エアリオ）に対して著作権侵害を認め、“Aereo敗訴”の逆転判決を言い渡した。その2年前にサービスを始めたばかりのAereoに対しては、4大ネットワークのテレビ局などが、「Aereoはコンテンツ使用料を払っておらず著作権侵害だ」としてサービス中止を求めたのに対し、Aereoは「“より高性能なアンテナ”を提供しているにすぎず、無料の地上放送受信に料金を払う必要はない」と反論していた。

裁判では、Aereoのサービスが“公の実演（Public Performance）”にあたるかどうかが焦点となった。地裁、控訴裁では、2008年の「Cablevision（ケーブルビジョン）事件」判決を踏まえて、Aereoの番組送信は個別・私的なものであり、公の実演の侵害にはあたらないと判断した。しかし、最高裁では一転して、AereoはCATVと極めて類似しており、CATV事業を公の実演権の対象とした1976年の著作権法改正の趣旨から見て、Aereoは公の実演権を侵害していると認めた。

こうした正反対の判決はどのようにして導き出されたのか。この報告では、これまでの放送ビジネスモデルを覆すと言われたAereoのサービスの特徴などを概観した上で、判決の内容について、米国著作権法や過去の判例などを参照しながら検証する。また、日本の「まねきTV事件」判決との比較も行い、さらに今後のクラウドサービスへの影響など、この判決を通して見える課題についても考える。

はじめに

2014年6月25日、全米のテレビ関係者が注目する中、アメリカの連邦最高裁判所は、地上放送の番組をインターネットで配信するAereo（エアリオ）に対して、それまでの控訴裁の判断を覆し、9人の判事が6対3で著作権侵害を認める“Aereo敗訴”の逆転判決を言い渡した。これを受けて、同社は3日後にサービスを中止した。

連邦最高裁は、上訴された案件を全て受理するわけではなく、判事が重要と判断したものだけを取り上げて審理する。Aereoはサービスを始めて2年余りの新興メディアである。しかし、事業開始直後からそのサービスのあり方をめぐって、4大ネットワークなどの大手メディアが揃ってサービス差し止めを求める訴訟を起

こし、ニューヨーク地裁とそれに続く控訴裁では、Aereoが勝訴した。そして放送局側の訴えを受けて、連邦最高裁はこの案件を取り上げる判断を行ったのである。

近年アメリカでは、テクノロジーの進化に伴い、これまでの“放送”の概念に収まらないような新サービスが次々に誕生している。そうした中でも、最高裁がサービスの差し止めまでを判断するのはまれと言える。はたして、これまでの放送ビジネスモデルを覆すと言われたAereoとはどういったサービスなのか。裁判では何が争われたのか。また、放送局側の言い分、Aereo側の言い分はどんなものか。そして、今回の最高裁判決の持つ意味とは何か。この稿では、そうしたことを明らかにしたい。

さらに、日本でも類似したサービスの「まね

きTV]の裁判で、2011年に下級審の判断を最高裁判決が逆転し著作権侵害が認定されるといふ、今回のAereoと同様のケースがあった。こうしたことから、日米の判決についても比較を行う。最後に、クラウドなど今後様々な展開が予想されるサービスへの影響についても考える。構成は以下のとおりで、第一部は柴田、第二部を山田が執筆し、第三部は兩名で担当する。

【第一部】

1. Aereo とはどんなサービスか
2. Aereo はなぜ注目されたのか
3. テレビ事業者はどう反応したか

【第二部】

4. Aereo 訴訟
 - 4-1 Aereo 訴訟の特徴
 - 4-2 放送番組を視聴するとは
 - 4-3 著作権に内在する問題
 - 4-4 米国著作権法での規定
 - 4-5 Cablevision 事件判決
 - 4-6 Aereo 事件判決
5. 日本における「まねき TV 事件判決」
 - 5-1 事件の概要
 - 5-2 日本の著作権法の規定
 - 5-3 判決について

【第三部】

6. Aereo 事件判決等から見える課題
付：連邦最高裁判決 論旨

【第一部】

1. Aereo とはどんなサービスか

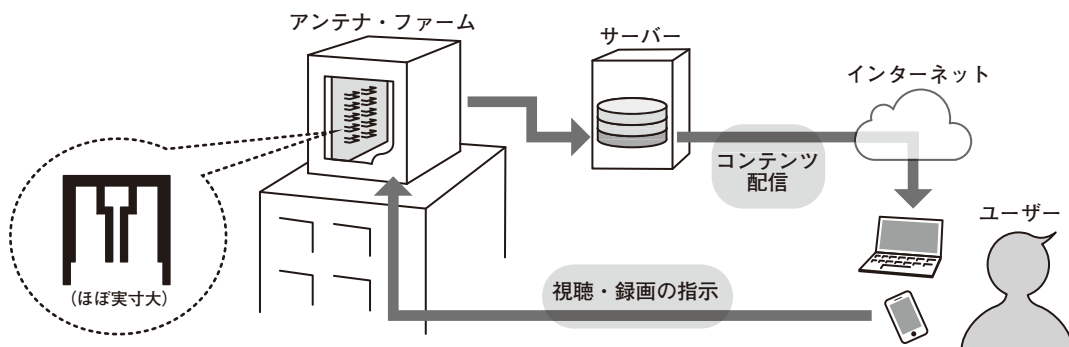
Aereoは2012年2月、ニューヨークでサービスを開始した。その仕組みをひとこと言えれば、地上テレビ放送をAereo社内にあるアンテナで受信し、契約者はサーバーから転送された番組を自分のパソコンやスマートフォンなどのモバイル端末で見る（録画も可能）というものである。

番組受信用のアンテナは人差し指の先くらいの小さなもので、契約者ごとにアンテナがひとつ割り当てられる。Aereo社の屋上にはこの受信アンテナをたくさん集めた“アンテナ・ファーム”と呼ばれる設備がある（図）。

契約者がパソコンなどの端末で見たい番組を選ぶと、自分に割り当てられたアンテナが放送中の番組を受信して併設されたサーバーに取り込み、サーバーからその内容が利用者の端末に送られてくる。このため、番組のサイマル（同時）ストリーミング視聴と考えられがちだが、厳密には実際の放送より数秒遅れて番組が届く。また、これをあとで見れば、「録画視聴」ということになる。

月額の利用料は8～12ドルで、料金の違いは録画容量の違いによる（8ドルで20時間、12ドルで60時間の録画が可能）。最初にサービ

図 Aereo のサービスのイメージ



スが始まったニューヨークを例にとれば、現地で放送されている4大ネットワークやスペイン語放送、PBSなど約30局の地上波テレビを見ることができる。

かつてのテレビ視聴は、テレビの上（あるいはベランダや屋根）に設置したアンテナで地上放送を受信したり、自宅のハードディスクやDVR（Digital Video Recorder）などの録画装置で番組を録画／再生するという“家庭内自己完結型”のものが一般的だったが、Aereoのサービスは「アンテナによる受信」と「番組の録画／再生」の2つを、ユーザーではなくAereoが代わりに行うという意味で、“クラウド型サービス”と言うことができる。また、地上波テレビの視聴ではあるが、放送の直接受信ではなく通信による受信である点も従来のテレビと異なる。

2012年初頭に事業を始めたAereoは徐々にサービス範囲を広げ、2年後にはニューヨークをはじめ、ボストン、アトランタ、ダラスなど全米11都市にまで拡大した。具体的な契約件数などは公表されなかった¹⁾。

Aereoの創設者兼CEOはChet Kanojia（チェット・カノジア）氏、44歳。インド生まれで、1991年にエンジニアリングを学ぶためアメリカに渡り、現在はアメリカの市民権を得ている。本社はニューヨークのソーホー地区にあるが、約100人の従業員の多くはボストンの事務所に勤務している。FOXの創設などにも関わったアメリカメディア界の大物、Barry Diller（バリー・ディラー）氏が同社に資金を提供し、有力な支援者となっている。

2. Aereo はなぜ注目されたのか

Aereoのサービスがなぜ注目を集めたのかを

理解するには、アメリカのテレビ視聴の特徴を知る必要がある。アメリカでもかつては日本と同様に、地上放送をアンテナ受信で見ることが一般的であったが、1980年代にCATVが普及し、さらに90年代には衛星放送の加入者が大きく増えた。高層建築が密集する都市部の家庭や、広い国土に点在する家庭に安定してテレビ放送を届けることなどが理由である。現在では、全米のテレビ所有世帯の8割以上がこうした有料放送に加入して、4大ネットワークやPBSなどの地上放送、ならびにCNNなどのCATVチャンネルを見ている。

現在、CATVは1位Comcast、2位Time Warner Cableの2強をはじめとする数社で、また衛星放送はトップのDirecTVと2番手のDish Networkの2社で運営されている。これらの巨大メディア企業はMVPD（Multichannel Video Programming Distributor）と呼ばれ、提供するチャンネル内容や料金の設定などについて大きな力を持っている。一般的にアメリカの視聴者は、これらのCATVか衛星（最近では通信事業者も）が提供するサービスのいずれかに加入してテレビを見ているが、そこで常に彼らの不満として挙げられるのが、高額な利用料金と、「バンドル（bundle＝束、一括）方式」と呼ばれる契約形態である。

CATVや衛星の利用料は平均的な物価上昇率を超えて値上がりを続け、それにスポーツやドラマなどのプレミアムチャンネルを追加すると、毎月の支払い額が100ドルを超えることも珍しくない。また、少なくとも数十チャンネル、多い場合は数百チャンネルをパッケージ化して販売するバンドル型の契約が一般的で、利用者には見ないチャンネルにも料金を払わなくてはならないことへの不満が根強い。このため、

見たいチャンネルだけを契約する「アラカルト方式」への要望も多いが、メディア側の動きは鈍い。あらゆる業態を含めた消費者アンケートでも、CATV会社の対応は満足度で常に最低レベルにランクづけされるなど、利用者の不満は大きくなっている²⁾。

そうした中で、最近大きな注目を集めてきたのが、OTT (Over-the-top) と呼ばれるインターネットの動画配信サービスである。代表的なものにNetflixやHuluがある。人気が高い多くのテレビ番組や映画を月額固定料金で視聴することのできるS-VOD (Subscription Video-on-demand) である。月10ドル程度でコンテンツが見放題の上、好きなときに(タイムシフト)、好きな場所で(プレイスシフト)、パソコンやモバイルなど好きな端末で(デバイスシフト) 視聴できることから、若者層を中心に急速に支持を集めている³⁾。

NetflixやHuluが番組や映画などの“ストック系”コンテンツのサービスだとすれば、ニュースやスポーツなどの“フロー系”コンテンツを見られるサービスとして登場したのがAereoであった。リアルタイムの地上放送にネットでアクセスできることから、AereoにNetflixを組み合わせれば、テレビを持たなくても月額20～30ドル程度で、基本的な地上テレビ放送と話題のドラマや映画などのVODを楽しむことができる。CATVや衛星が提供する多くの“見ないチャンネル”に煩わされることもなく、かつ多額の利用料を払う必要もないことから、こうした新サービスの利用増加が、CATVや衛星の契約を解除する“コード・カッティング (cord-cutting)” や、契約内容を縮小する“コード・シェービング (cord-shaving)” につながっているという指摘もある。

3. テレビ事業者はどう反応したか

では、Aereoのサービスに対して既存の放送局はどのように対応したのか。テレビ事業者の反応は早かった。2012年2月のサービス開始の翌月には、早くも4大ネットワークの放送局などが、Aereoを著作権侵害でニューヨークの連邦地方裁判所に訴えた。

彼らが最も問題視していたのが、Aereoがテレビ局が制作したコンテンツに“タダ乗り”しているという点である。ABCやCBS、NBC、FOXなどのテレビ局は多額の制作費をかけて作った番組を地上波で流すと同時に、ComcastやDirecTVといったCATVや衛星の有料放送事業者に配信している。そして、その際に受け取る「再送信料 (retransmission fee)」が、放送局の重要な収入になっている。

テレビ局が人気の高い番組を作ってCATVや衛星に提供すれば、多くの人が見るためCATVや衛星の契約者が増え、収入も増える。CATVや衛星の事業者は、加入者を増やすため、より良いコンテンツを集めようとする。そしてテレビ局側は、人気番組をより高く売ろうとする。こうしたことから近年、番組の再送信料(コンテンツ使用料とも言える)は増加の一途をたどり、2013年には総額で33億ドル(約3,300億円)に上り、2019年にはさらにその倍以上の76億ドル(約7,600億円)に達すると見られている⁴⁾。

ところが、Aereoはこの再送信料(コンテンツ使用料)を、番組制作者であるテレビ局にいったい払っていなかった。彼らの理屈は「自分たちは、“より高性能なアンテナ”を提供しているにすぎず、本来無料である地上放送の受信に料金を払う必要はない」というものだった。

これに対して、テレビ局側は猛反発した。Aereoの理屈はテレビ局には絶対、受け入れられないものだった。もし、Aereo型のサービスが認められれば、高額な料金を払ってCATVや衛星に加入して番組を見る人はいなくなってしまう。CATVや衛星の契約者が大きく減れば、そこから受け取る再送信料は激減し、放送局の収入も大幅に減る。広告料収入と並ぶ再送信料収入が減れば、番組制作費や人件費などの削減を余儀なくされ、ひいては、これまでの放送のビジネスモデルそのものが崩れることになる。

Aereoに対してCBSやFOXの最高幹部からは、もし裁判でAereoが勝ち、放送局が負けることがあれば、現在行っている地上放送を全てCATVチャンネルと同じように有料放送に移行させ、無料の地上放送からは全面的に撤退するという主旨の発言も行われた。これは多分に世論や裁判への影響を意識した発言で、現実味は薄いと考えられたが、放送局がAereoのサービスにそこまで脅威を感じていたと見ることもできる。

日本からアメリカの報道ぶりを見ていると、巨大メディアと言われる4大ネットワークなどが既得権益を守るために、新興のいち中小メディアに対して、なりふり構わず“集中砲火”を浴びせているようでもあった。そして、それに対してAereo側は一步も引かず、むしろ彼らを挑発するかのように次々にサービス地域を広げていき、両者は司法の場にのぞんだ。

裁判では、2012年7月のニューヨーク地裁に続き、2013年4月のニューヨーク第2巡回区控訴裁でも、Aereo勝訴の判決が下された。放送局側は2013年10月に最高裁に上訴、最高裁は翌年2014年1月にこれを受理すること

を決定した。この間、関係者からの意見を募る「法廷意見 (Amicus Brief)」の募集が行われ、Aereo側を支持するネット企業や、放送局側を支持するコンテンツ事業者などから約40の意見が寄せられた。さらに4月22日には、最高裁が双方の意見を直接聞く口頭弁論が開かれた。この日は、連邦政府の立場から弁論を行う訟務副長官も出席し、放送局擁護の意見を述べた。そして、2か月後の6月25日、まさに全米の放送関係者が固唾をのんで見守る中、最高裁でAereoの逆転敗訴が言い渡されたのである。

表 Aereo をめぐる動き

2012/02	Aereo がサービス開始 (NY)
2012/03	4 大ネットワークなどが NY 地裁に提訴
2012/07	地裁で Aereo 勝訴
2013/04	NY 控訴裁でも Aereo 勝訴
2013/10	放送局側が最高裁に上訴
2014/01	最高裁が訴えを受理
	Amicus Brief を募集
2014/04/22	最高裁で口頭弁論
2014/06/25	最高裁で Aereo 逆転敗訴
2014/06/28	Aereo がサービスを中止

【第二部】

ここでは、判決で示された裁判所の判断とはどのようなものかについて、類似サービスをめぐる訴訟で同様の経緯をたどった日本の「まねきTV事件」の判断も参考としながら考察する⁵⁾。

4. Aereo 訴訟

4-1 Aereo 訴訟の特徴

Aereo 訴訟の概要については、第一部で触れたとおりであるが、少し詳しく訴訟の内容を確認

しておく。放送事業者等（原告）は、本案訴訟としては、録画も含めAereoのサービス全体について、多方面の主張を行っているが、早期のサービス中止を求めて行った暫定的差し止め命令の申し立てに関する訴訟が、今回の最高裁判決に至ったものである。ここでは、主としてこの差し止め命令に関する訴訟について記述する。

差し止め訴訟では、対象を“放送とほぼ同時に利用者にストリーム視聴させるサービス”に限り、主張を“Aereoによる公衆への送信についての直接的な著作権侵害”に絞って、集中的な審理、判決がなされた。

最高裁判決に至るまでの大まかな経緯は、表のとおりで、著作権侵害を否定した地裁、控訴裁での判断が、最高裁で一転した。

4-2 放送番組を視聴するとは

こうした正反対の判断がなぜ起きるのか。判決の内容を見る前に、争点となる大元のところを少し考えてみたい。

差し止め訴訟の対象となったAereoのサービスで提供されるのは、「無料の無線地上放送の受信、視聴」である。無線放送視聴の基本パターンは、①放送事業者が無線電波で放送し、②視聴者が自分のアンテナでその放送波を受信し、③視聴者がアンテナと受信機を導線をつなぎ、④受信機のチューナー等の機器により画面等に音声・映像を表示させて、番組を視聴するというものである。

ところが、受信環境などの理由で放送波を簡単に受信できない視聴者はアンテナを高くするなどして改善を試みる。そしてCATV事業者などの第三者の有料サービスを利用する場合もある。現在、CATVでの放送の再送信については、強制許諾制度や使用料支払いの有無など

スキームは国により異なるものの、放送事業者等の著作権者の許諾ベースで行われているものが多いと見られる。個人の受信行為とCATVによる再送信行為は、一見したところ明らかに異なっているようでもあるが、本当にそうなのかを身近な例で考えてみる。

個人が自宅でアンテナを高くする、自分でビルの屋上にアンテナを立てて（ビルの所有者の了解は必要であろうが）、自分の部屋まで導線を引いてテレビにつなぐ。この工事を電器店に頼むとしても、誰も放送事業者の許諾を得てからとは思わないであろう。

ところが、その延長線で、ある人が受信環境のよい裏山に、土地を借りてアンテナを立てて導線を引く。よく映るということで、村の皆が同様に裏山の土地にそれぞれのアンテナを立てる。アンテナが林立するのもいかなものかと皆で共同アンテナを立てる。それも大変だろうと、山の所有者が大きなアンテナを立てて各戸に導線を引いてあげる。費用もかかるので、利用者から利用料を徴収する。

こうなると疑問が湧く。「これはCATV事業者が放送事業者の許諾を得て提供しているサービスと同じではないか?」と。純粋な個人の受信行為から始まり、その延長と思える受信行為、個人の受信行為の集合体、その受信行為を第三者が助け、いつしか第三者の行為の位置づけが大きくなり、そして、最後には、放送の公衆への転送サービスに至る。どこまでが個人の受信行為で、どこからが第三者が主体となった公衆への放送転送サービスとなるのか、分水嶺をどこに設定するかは難しい問題である。

4-3 著作権に内在する問題

この「どこまでを個人の行為とするか」の問

題は、著作権の本質に深く関わっている。

著作権は、著作者に、著作物の利用についての法的な独占的権利を付与するものだが、ほぼオールマイティーな権利である有体物の「所有権」と違って著作物の全ての利用行為に権利が及ぶのではなく、権利を及ぼすべき利用方法を法で個々に定めており、これを「支分権」と呼んでいる。支分権の束が著作権なのである。著作権の対象となる著作物、利用方法、権利の内容、逆に権利行使を制限する場合などについて、ベルヌ条約等の国際条約で取り決めた範囲内で、締約各国がその国内の事情に照らして法で規定するので、同じ利用方法に対してでも、規定のあり方にはかなり違いがある。

ただ、概して言えば、支分権として排他権(制限)を及ぼす範囲は、著作物の「公衆への提示」とその前提となりうる「複製」で、個人レベルでの著作物使用には及んでいない。支分権の範囲、または、権利制限などの規定方法に違いはある。

絵本で言うと、出版社が作家に原稿料を払い許諾を得て印刷(複製)するが、本を買った人は、家で音読しようが、ベッドで子供に読み聞かせようが、挿絵をまねして描こうが、これらは個人的な使用として許されている。しかし、ひとたび家庭や個人的付き合いの範囲を超えて、劇場で読み聞かせ、また描いた挿絵をインターネットで不特定の人に公開すると、それぞれの利用についての支分権が及んでくる。

元来、著作物の使用は、人が思考し、表現するなど精神活動の上で必須のことであり、また、個人的レベルであれば、使用の範囲や量も自ずと限度があり、著作権者への経済的影響も軽微と考えられることなどが考慮されたも

のである。

著作権には、「個人レベルの行為」か「公衆に向けた行為」かで切り分ける構造が内在している。しかし、技術開発は個人のできる範囲を急拡大してきた。コンピューター、インターネット、さらにはクラウドなどの新技術は、外形上は個人による機械操作と見える行為で、遠隔地から、また大規模な使用を可能としている。個人がこのような高度な技術を利用する行為のほとんどは、第三者が提供するサービスを利用することで可能となっている。

技術革新への対応に迫られ改正されてきた支分権の規定ではあるが、技術の現状に追いつけていないのが実情である。こうした技術を活用した個人の行為、それを助ける第三者の行為を、現在の法規定を前提として、法的にどう評価するかが問われているのである。

Aereoも、個々の利用行為を見ると、各利用者による指示、専用アンテナの割り当て、ストレージサーバーの専用エリアでの固有の複製物、利用者のみへの送信等、利用者個人レベルの受信行為を前面に打ち出したサービスの1つである。同社は利用者の個別受信行為を強調し、利用者にシステムを提供して利用者の受信行為を助けるだけで、放送事業者の著作権は侵害しないと主張してサービスを展開してきた。

4-4 米国著作権法での規定⁶⁾

Aereo事件で争点となった「放送をインターネットで転送する行為」で問題となる米国著作権法(以下「米法」)での支分権は、「公の実演権(Public Performance Right)〔米法第106条(4)〕として規定される。

公の実演権として、著作権者は、「言語、音

楽、演劇および舞踊の著作物、無言劇、ならびに映画その他の視聴覚著作物の場合、著作権のある著作物を公に実演することについて排他的権利が認められている。この中には、日本における上演・上映、放送、有線放送などとともに、インターネット・ストリーミング送信に関する権利も広く含まれている。

現在の規定は、1976年法改正で整備されたものである。旧法の規定のもとでは、CATV事業は放送事業者の持つ著作権を侵害しないという判決が下された。これに対応するため、米国連邦議会がCATV事業にも著作権の規律が及ぶように法改正した。

きっかけとなった判決では、同時視聴を目的とした放送の受信、再送信は、本質的に視聴者の行為であり、CATV事業者は「実演」は行っておらず、視聴者の受信を円滑化するにすぎないとして、著作権侵害を認めなかった⁷⁾。この改正の経緯が、後に述べるAereo最高裁判決で大きな意味を持つことになる。

では、著作権の規律がCATV事業に及ぶように改正した「公の実演権」の規定がどのようなものかを、Aereoで問題となる「視聴覚著作物の公衆への送信」に関する部分（「送信条項」）を中心に、定義規定（米法第101条）などから確認する。

映画その他の視聴覚著作物の場合の「実演する」とは、著作物を可視化、可聴化することである。視聴者も受信機で可視化等をしており、「実演」していることとなる。

次に「“公に”実演する」とはどういうことかという点、「著作物の実演…を、何らかの装置またはプロセスを用いて、…公衆に送信…すること」で、公衆による受信は場所、時間とも同じか異なるかを問わないとされている。

また、「送信する」とは、「映像または音声を発信する地点から離れた場所で受信する装置またはプロセスによって、実演または展示を伝達すること」で、また用いる装置等には、「将来開発されるもの」が含まれる旨が規定されている。

Aereo訴訟等での「公の実演権」侵害の有無の判断にあたっては、サービス事業者が、①“実演”しているか、それが②“公の”実演か、の2点が重要な判断要素となっている。

次に、1976年法改正後、その規定のもとで争われ、Aereo事件の判断に大きく影響した2008年の「Cablevision（ケーブルビジョン）事件判決」を見ていくこととする。

4-5 Cablevision 事件判決

Cablevision事件とは、CATV事業者が利用者に対して、自社が運営するサーバーでリモートアクセス録画システムを提供したことに対して、放送事業者等が著作権侵害を申し立てた事件である。

リアルタイム視聴のためにCATV事業者が配布するセットトップボックスに録画機能がついたものがあるが、Cablevisionの場合は録画機能部分を事業者側のサーバーに移行したようなサービスで、録画は利用者の指示に基づき行われ、その録画データは当該利用者のみを送信され、再生視聴される。

この訴訟では、利用者の指示により専用で作成された録画データが利用者のみを送信されていることについて、事業者による「公の実演権」侵害行為となるかが争点となった。2008年8月の連邦控訴裁判決（最高裁で上告不受理により確定）では、“公衆”に対する実演の送信ではないとして、侵害を否定した。

利用者の指示に基づき個々に作成された録画データが、その利用者のみで送信されるCablevisionのシステムでは、その「送信」を受信できるのは利用者1人であり、「公」の実演とは言えず、著作権侵害はないとした。

この判決は、Aereo事件と同じニューヨークの第2巡回区控訴裁の判決であったことから、Aereo事件の下級審判決にも拘束力を持つこととなった。

4-6 Aereo 事件判決

Aereoのサービスは、こうした著作権法の規定や先例判決を分析して構築されたと思われ、訴訟で主張され、裁判でもこうした点が審理されている。

4-6-1 地裁判決

地裁判決は、放送事業者の申し立てを棄却するものだったが、判断の一要素としてCablevisionのシステムと実質的に同じであり、先のCablevision事件判決から本案訴訟での原告放送事業者の勝訴の可能性が高いとは言えないとの判断を示した。

4-6-2 控訴裁判決

控訴裁では、3人中2人の多数意見により、公の実演権侵害を認めず、地裁判断を維持し、原告放送事業者等の敗訴となった。

法定多数意見は、次のように述べた。

Cablevision事件控訴裁判決における送信による場合の「公の実演権」の規定解釈を分析し、「個々の送信を受信できるのは誰か」の判断が求められていることなどを確認した。そして、Aereoシステムの特徴として、放送同時配信といっても、Aereoのサーバーに利用者専

用の録画がいったんなされ、利用者への送信は、放送から少しの時間差で、その録画物から当該利用者宛でのみになされ、ほかの利用者は受信できないという点を捉える。これは、Cablevisionのシステムと同じで、個々の送信は、個別の録画を用いた私的な送信であり、Cablevision判決のとおり、公の実演権侵害は認められない、との判断を示した。

同じ巡回区控訴裁の先行判例には基本的に拘束されるため、Cablevision判決の判断を覆す原告の主張が採用されにくかった事情もあるようである。

一方、多数意見に対して、Denny Chin判事の示した反対意見も注目される。それは、利用者ごとにミニ・アンテナを使用させるなどのシステムは、技術的な必然性はなく、法を回避するための技術的工夫にすぎず、Aereoは全体としてCATV事業者と同じく「公の実演」を行っているというものである。また、CablevisionとAereoの違いとして、Cablevisionが、通常のCATV事業について法的許諾による使用料を支払っていることを挙げる。利用契約者はリアルタイム視聴する権利を既に有しており、Cablevisionは許諾ベースで利用者のタイムシフト視聴のためのシステムを提供している。放送番組についての使用料を全く支払っていないAereoとは根本的に違うというのである。

なお、この判決に対して原告放送事業者等が、控訴裁の全員法廷による再審理を求めたが、2013年7月に却下されている。

4-6-3 最高裁判決⁸⁾

最高裁では、Stephen Breyer判事等6人の法定多数意見により、地裁、控訴裁のAereo勝訴判決を逆転し、公の実演権侵害を認め、

放送事業者等（原告）勝訴の判断を示した。

常時送信のCATVと違い、利用者が指示したときのみ送信されるAereoのシステムでAereoが「実演」していると言えるかについて、一般的には利用者の関与が判断に影響を及ぼし得ることは認めつつ、本件では、技術的な差は利用者にとって意味がないこと、AereoとCATVの多くの類似点や、1976年著作権法改正趣旨を勘案すると、有意的な差とは認められず、Aereoは単なる装置の供給者にとどまらず、実演を行っている結論づけた。

また、「公の実演」と言えるかについて、利用者専用の録画をいったん作成し、その録画物から、利用者だけに送信するAereoのシステムの特徴を踏まえても、CATV事業を公の実演権の対象とするべく連邦議会が行った1976年改正の趣旨に鑑みると、Aereoの営利目的はCATVのそれと差異はなく、舞台裏の技術的な差は、AereoのシステムをCATVシステムから区別するものではないとする。そして、送信条項の示唆するところでは、主体が同一著作物を送信する場合、送信が1回か複数回か、また1つの複製物か、Aereoのように個人用複製物を利用するかを問わず、公の実演となり得るとの判断を示した。その上でAereoの利用者は、大多数の相互に無関係かつ未知の者で「公衆」にあたるとした。この利用者に対して同一の認識可能な画像および音響を送信しているAereoの送信は「公の実演」に該当するとの判断を示したのである。

なお、「公衆」の判断にあたり、使用权の有無等、その根底にある著作物と利用者との関係性が左右することを指摘している。

また、判決の他のサービスへの影響について言及し、この判決は限定的であり、多様な種

類の技術の出現や利用を妨げるものではないことを指摘した。

こうした多数意見に対して、Antonin Scalia判事等3人が次のような反対意見を述べた。

本件原告の主張であるAereoによる直接的侵害を問うには、行為者の意思行為の存在が求められるが、Aereoはコンテンツの選択を行っていないという唯一の理由で、「実演」はしておらず、著作権侵害もない、という結論である。

この結論は、現著作権法規定解釈から来るもので、多数意見の論旨展開に疑義を唱えているが、著作権保護された放送事業者等の番組に対して、許諾なしに転送するAereoが行う行為が容認されるべきではないとの多数意見の見解には共感を示している点が注目される。

5. 日本における 「まねきTV事件判決」

5-1 事件の概要

事案、訴訟経緯ともにAereo事件に近似する訴訟が日本でも展開された。2011年1月の最高裁判決で、地裁、知財高裁の判断を覆し事業者の著作権侵害を認定した「まねきTV事件」訴訟である。

事件の対象は、ソニーの「ロケーションフリーテレビ」という市販商品（以下「ロケフリ」）を利用して、事業者が受信した放送番組を利用者に転送するサービスである。ロケフリは、アナログ放送のチューナーおよびネット送信機能を有する機器（ベースステーション、以下「BS」）と、送られたデータを受信し番組を再生視聴するモニターで構成されており、BSとモニターは1対1の対応のため他の端末では視聴できない構造である。家にBSを設置し、宅内、宅外

を問わずネット経由でBSから送信される番組をモニターで視聴するのが基本スタイルである。事業者が、これを利用し、利用者が購入したロケフリのBSのみを事務所に預かり、電源、アンテナ、ネットへの接続を行い、管理費を徴収するというサービスである。番組の視聴などは利用者がモニターからネット経由で行うので、事業者は当初の設置と、あとはBSの管理を行うだけである。利用者の大半は海外の在留邦人で、海外で視聴できない日本の放送を視聴する目的で利用されていた。

この事業が合法となると、放送区域外の番組視聴等で国内でも大規模に実施される可能性もあり、放送事業者が著作権を侵害するとして差し止め等を求めて提訴したものである。

5-2 日本の著作権法の規定

このサービスに関する権利として、日本では「公衆送信権」(日本国著作権法第23条第1項)の一部である「自動公衆送信権」「送信可能化権」が該当する。

日本の規定は、ネット送信の技術的特徴を捉えたものとなっている。ネット送信では、ネット接続のサーバー間で、受信側サーバーが要求を出し、送信側がこれに応じて自動的に送信(「オンデマンド送信」)を行う。このオンデマンド送信を行うサーバーを「自動公衆送信装置」、送信を「自動公衆送信」といい、オンデマンド送信に関する権利が「自動公衆送信権」(同法第2条第1項第9号の4)である。ただ、オンデマンド送信では、著作物がアップロードされてもいつ送信されるか不明で、権利行使にあたり捕捉が難しいため、その準備段階の「自動公衆送信し得るようにすること」を「送信可能化」として著作権が及ぶ対象とした。送

信可能化には、ネット接続されたサーバー(自動公衆送信装置)に著作物をアップロードする形態と、著作物が入力されているサーバーを新たにネット接続する形態の2種類があるとしている(同法同条同項第9号の5)。本件では前者の類型が問題となる。

5-3 判決について⁹⁾

2008年6月の地裁判決、2008年12月の知財高裁判決とも、概ね、1対1の関係にあるモニター間との送信機能しか持たないBSは、自動公衆送信装置には該当しないとし、これへの情報の入力を前提とする自動公衆送信権、送信可能化権を侵害しないとの判断を示した。

しかし、2011年1月の最高裁判決は、この判断を覆し、事業者の著作権侵害を認める結論につながる解釈を示した。

まず、自動公衆送信装置について、「送信可能化を規制の対象となる行為として規定した趣旨、目的は、…自動公衆送信が行われるに至る前の準備段階の行為を規制することにある」ことを確認した上で、受信者からの求めに応じて自動送信する機能を有する装置であれば、たとえ決められた単一の相手にしか送信しない装置であっても、例えば多数の機器を使用することで多くの人に送信するような場合などは、自動公衆送信装置となり得ることを示した。

次に、送信主体の判断について、送信可能化とは、求めに応じて情報を自動的に送信できる状態を作り出すことであるから、すでにネット接続されたサーバーに情報を入力する形態では、サーバーに情報を入力する者が、その状態を作り出しており、送信の主体であるとの解釈を示した。

まねきTVでは、ネット接続された自動送信

機能を有する装置であるBS(サーバー)に、アンテナから放送を継続して入力している者が送信主体と認められ、BSを事務所に設置し、アンテナに接続し、管理などを行っている事業者こそ情報の入力、ひいては送信の主体と考えられることを示した。

その送信が公衆宛てか否かの判断は、送信主体と送信先との関係で判断すべきであり、誰でも利用契約が可能なまねきTVのようなケースでは、利用者は送信主体である事業者から見て、不特定な者で公衆にあたる。以上のことから、事業者は自動公衆送信を行っているとして、著作権侵害を認定した。

Aereo, まねきTVという、利用者による行為を前面に出して放送をネット転送するというサービスの法的評価にあたり、日米ともに下級審では細かな規定解釈から利用者個人の利用という側面を重視した判断を示したが、最高裁では法改正の趣旨に立ち返って規定解釈を施した点などが極めて類似している。現行規定が、技術・サービスの進展に追いついておらず、裁判所が苦慮しながら事例にあたっている状況が垣間見られる。

【第三部】

6. Aereo 事件判決等から見える課題

Aereoは、地上放送に関わるビジネススキームを根底から変える可能性を秘めたものであり、またクラウド利用サービスへの今後の影響を懸念する観点からも世間の注目を集めた。今回の最高裁判決を受けて、関係者の詳細な分析が行われていると予想される。

利用者による行為として放送をクラウドやネッ

トを利用して録画・配信するサービスは、日米以外にも、イギリスやオーストラリア、シンガポールなど多くの国で行われており、その多くが訴訟で争われている。

その最も大きな理由は、「ニーズが大きい」ということであろう。社会の公共財である電波(周波数)の割り当てを受けて行われる地上放送は、本来無料で視聴できるべきだし、より便利な視聴ができていいはずだという思いが視聴者やユーザーにはある。そうした観点から見ると、放送事業者の動きは遅く、視聴者の要望に応えきれておらず、既得権益を守ることに汲々としているようにも映る。

そうした声を真摯に受け止めることは、放送事業の関係者にとっての責務でもある。日本でも2013年末頃から、見逃し番組を対象に一部で無料配信を始めるなど放送事業者の動きが加速してきている¹⁰⁾。その一方で、現在の法律のもとで放送局がネットを使った新サービスを行おうとすると、放送番組に含まれる著作物やスポーツ放送権などについて新たな権利処理が必要で、手間とコストがかかる。まねきTVのような海外利用を想定すると、オリンピック放送などの重要イベントほど、その国の事業者の独占権と利害が衝突する。“無許可サービス”の方が安く、利用価値が高くなるというジレンマがあるのも事実である。

今回のAereoの判決を受けて、3つの論点を示しておきたい。1つは、「著作権」という権利を媒介として展開されるビジネススキームの中でのコンテンツ保護の視点である。結果的には無料放送が止まるという事態は回避されたが、著作権保護された放送事業者などの番組に対して、許諾なしに転送するAereoの行為は容認

されるべきではないという点について、多数意見・反対意見の双方の裁判官が価値観を共有しているという点は注目される。コンテンツ（番組）制作には一定の経費がかかるものであり、“タダ乗り”は許されないという判断は重要だと考えるべきであろう。

2つめは、これから出現する新サービスへの配慮が行われている点である。最高裁判決の内容はAereoのようなCATV類似サービスに限定したものであり、多様な種類の技術の出現や利用を妨げるものでないことを強調し、ほかのサービスへの影響を排除する姿勢を示した。現在の社会での動きへの配慮とともに、今後の立法作業への障害とならない配慮と言える。

そして、3つめは法整備の重要性である。最高裁判決の多数意見の中で「クラウド・コンピューティング、リモート・ストレージDVR、そのほかの新しい問題への対処については、Aereoの論点ではなく、また連邦議会の明確な指針も定まっていない状態にある」という訟務長官の法廷意見が紹介されているが、まさにこうした新しい事態に各国の著作権規定は対応できておらず、関係者にとって納得がいくルール作りが模索されている。最高裁判決では、司法の場で個別の案件を判断するのではなく、必要であれば、議会が法律の整備で対処するべきであるということにも言及した。

日本においても、現在、文化庁の「文化審議会 著作権分科会 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」において、クラウドサービスなどと著作権およびクリエイターへの適切な対価還元などに関する事案が審議されている。権利者と利用者の主張に隔たりがあり課題はまだ多いが、技術革新の恩恵を享受できないことも、“タダ乗り”文化が横行して文

化の再生産が縮んでいくことも望ましいことではない。両者の一致点が見出されることが強く期待される。

（やまだ きよし / しばた あつし）

注：

- 1) 現地からの報道はのちに、裁判所に提出された書類から契約者の総数は8万以下だったと伝えた
<https://gigaom.com/2014/07/17/aereo-had-fewer-than-100k-paying-subscribers-copyright-filing-suggests/>
- 2) BGR 記事より
<http://bgr.com/2014/05/20/comcast-twc-customer-satisfaction-survey-study/>
- 3) Netflix は、2014年6月末で米国内外の加入者が5,000万を超えた。2013年には独自制作のドラマ『House of Cards』が、優れた番組に贈られるエミー賞を受賞した
- 4) FierceCable 記事より
<http://www.fiercecable.com/story/kagan-retrans-fees-hit-76b-2019/2013-11-22>
- 5) 作花文雄「放送番組の動画・配信サービスをめぐる法的紛争の国際的動向〔前・後編〕」『コピライト』（2014年3月号、4月号）を参考とした
- 6) (公社) 著作権情報センターホームページ 各国の著作権法 アメリカ編（山本隆司訳）を参考とした
<http://www.cric.or.jp/db/world/america.html>
- 7) 次の2つの判決
Fortnightly Corp. v. United Artists Television, Inc., 392 U.S. 390 (1968)
Teleprompter Corp. v. Columbia Broadcasting System, Inc., 415 U.S. 394 (1974)
- 8) http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/13-461_1537.pdf
- 9) 最高裁平成23年1月18日第三小法廷判決平成21（受）第653号 著作権侵害差止等請求事件
- 10) 村上圭子『「これからのテレビ」を巡る動向を整理する Vol.4』『放送研究と調査』2014年9月号

Aereo 事件 米国連邦最高裁判所判決(判決日 2014 年 6 月 25 日) 論旨

Breyer 判事等 6 人の多数意見による判決

(論点と判断結果)

論点：放送とほぼ同時にインターネット経由で同一番組の視聴を可能とする総合的技術サービスを、利用者に提供する Aereo 社の営業行為が、米国著作権法 106 条(4)「公の実演権」の「送信条項」(101 条)に定める独占権(「著作物の実演…を、何らかの装置またはプロセスを用いて、…同一の場所で受信するか離れた場所で受信するかを問わず、また、同時に受信するか異時に受信するかを問わず、…公衆に送信し、または伝達する権利」)を侵害するか否か。

判断結果：裁判所は、Aereo 社が上記「送信条項」の権利を侵害すると判断し、原審を破棄差し戻した。

(「送信条項」侵害の判断にあたっての 2 つの論点と判断結果)

(1) Aereo は「実演」しているか? ⇒ 装置供給にとどまらず、「実演」していると判断

- ① 連邦議会は、CATV 事業を「公の実演権」の枠外とした判決を覆す目的で、1976 年著作権法改正で現行規定を整備し、CATV 事業を著作権の枠内に収めた。
- ② ユーザーの関与がこの判断に影響を及ぼすことは認めるが、CATV と Aereo のサービスの多くの類似性を勘案すると、常時送信の CATV と異なり利用者が指定しない限り作動しないという Aereo のシステムの特徴も、決定的な違いとは言えない。
- ③ Aereo の企業活動は、法改正で著作権の規制対象とした CATV の企業活動に実質的に相似しており、Aereo は単なる装置供給業者にとどまらず、「実演」している。

(2) Aereo は、原告の著作物を「公に」実演しているか? ⇒ 「公に」実演していると判断

- ① 利用者ごとのアンテナで受信し作成する固有の複製物から、1 利用者にも送信する Aereo のシステムが、「公衆に対して」送信していると言えるかが問題。
- ② 上記の舞台裏の技術面の特徴は、著作権法の目的という観点では、「公の実演」を行う CATV のシステムと大差はなく、連邦議会は CATV と同様、著作権の保護を意図するだろう。
- ③ 送信条項の示唆するところでは、送信主体が同一著作物を送信する場合、送信が 1 回か複数回か、また 1 つの複製物か、Aereo のように個人用複製物を利用するかを問わず、公の実演となり得る。
- ④ Aereo の利用者は、大多数の相互に無関係かつ未知の者で、「公衆」にあたることから、Aereo は「公に」実演している。

(判決の影響)

判決の限定的性質から、この判決は多様な種類の技術の出現または利用を阻害するものではないと確信する。

Scalia 判事等 3 人の判事による反対意見

Aereo は、コンテンツ選択をしておらず「実演」していないから、放送事業者等の持つ「公の実演権」への直接侵害は問えないなど、反対意見を提起した。